

廃炉発官R4第172号
令和5年1月26日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第2項の規定に基づき，別紙の通り，「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可の申請をいたします。

以 上

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」について、下記の箇所を別添の通りとする。

変更箇所、変更理由及びその内容は以下の通り。

○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画

R I 法施行規則の改正に伴い、個人線量の評価用測定器の信頼性を確保するため、個人線量の評価用測定器の変更を行う。本変更に伴い、下記の通り変更を行う。

Ⅲ 特定原子力施設の保安

第1編（1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉に係る保安措置）

第7章 放射線管理

第61条

- ・個人線量の評価用測定器変更に伴う変更

附則

- ・個人線量の評価用測定器変更に伴う変更
- ・油処理装置の運用開始に伴う記載の削除

第2編（5号炉及び6号炉に係る保安措置）

第7章 放射線管理

第102条

- ・個人線量の評価用測定器変更に伴う変更

附則

- ・個人線量の評価用測定器変更に伴う変更
- ・油処理装置の運用開始に伴う記載の削除

第3編（保安に係る補足説明）

3 放射線管理に係る補足説明

3.1 放射線防護及び管理

3.1.2 放射線管理

- ・個人線量の評価用測定器変更に伴う変更
- ・記載の適正化

以 上